

## 部活動地域展開における 丹波市認定地域クラブ 募集要項

丹波市では、中学生が継続して多様なスポーツや文化芸術活動に親しみ、ニーズに応じた活動が行えるように、段階的な地域展開をすすめていきます。令和8年9月からまずは休日の部活動を地域に展開、その後、体制が整い次第、平日も地域に展開します。この取組の趣旨を理解し、実施主体となって中学生を対象とした活動の場を提供できる団体を募集します。

### 1 募集する認定地域クラブの活動概要

#### (1) 活動内容

- ・スポーツ（陸上競技・軟式野球・サッカー・ソフトテニス・卓球・バスケットボール  
ソフトボール・バレーボール・柔道・剣道）

- ・文化芸術活動（吹奏楽）

※（ ）内は令和7年度に丹波市立中学校で活動している部活動です。上記以外の種目等も求めています。

#### (2) 活動場所

- ・市内各学校運動場や体育館等、市内公共施設など

#### (3) 対象

原則、丹波市立中学校に在籍している生徒

#### (4) 会費

活動団体ごとに定める

### 2 認定地域クラブ認定要件

- (1) 丹波市教育委員会が定める「丹波市における中学校部活動の地域移行（展開）基本方針」を理解し、推進計画に則った認定地域クラブの運営を行う。

- (2) 全ての生徒に公平な機会が提供できるよう、経済的な背景にかかわらず活動に参加できるような配慮を行う。

- (3) 認定地域クラブに参加を希望する中学生は、全て受け入れる。

- (4) 原則、市内で活動を行う。（対外試合や大会等の参加は除く）

- (5) 認定地域クラブの指導者（以下、「指導者」という）は、生徒の安全・健康管理等を確保するため、1単位認定地域クラブあたり複数名（2名以上）を配置する。

- (6) 指導の際には、技術指導のみに重点を置くことなく、指導者と生徒、生徒同士の人間関係を深めたり、心の成長を促したりすることができるような配慮を行う。

- (7) 参加する個々の生徒の実態に応じた適切な指導を行う。

- (8) 適切な休養日や活動時間、体罰等の禁止等、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」の内容を遵守する。

【1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、休日は原則3時間程度とする】

- (9) 安全管理を徹底し、万が一事故があった場合は、責任をもって適切に対応する。

- (10) 学校と良好な関係を築き、連携を図る。

- (11) 生徒の個人情報について、取扱に関するルール作りや取扱担当者の設定等により、適正な管理

に向けた体制を整備する。

- (12) 活動の参加者、指導者等に対して、自身のけが等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を義務づける。

### 3 承認までの流れ

- (1) 認定地域クラブの代表者（以下「代表者」という）は、丹波市認定地域クラブ申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、丹波市教育委員会に提出する。
- (2) 丹波市教育委員会が申込書を確認し、代表者と面談を行い、審査する。
- (3) 丹波市教育委員会は、申込書及び面談内容に基づき審査し、登録承認・不承認通知（様式第2号）により代表者に審査結果を通知する。
- (4) 承認を受けた認定地域クラブは、規約及び個人情報取扱規定を作成し、丹波市教育委員会に提出する。（規約例、規定例参照）

### 4 その他

- (1) 指導者資格について、一律に求めるものではないが、種目によっては大会等参加資格上、団体に有資格者が必要となる場合もある。兵庫県中学校体育連盟の主催する大会に参加を希望する認定地域クラブは、「各競技部細則」を確認すること。詳しくは、兵庫県中学校体育連盟ホームページを参照すること。
- (2) 認定地域クラブの創立を推進するため、当面必要となる経費に対して、期限付き（令和12年度まで）で運営資金の補助を行う。
- (3) 令和13年度以降、国や県、他の自治体の動向に注視しつつ、受益者負担と公費負担のバランス等の費用の在り方について、必要に応じて検討する。
- (4) 認定要件を満たさない場合、または法令、規約等に違反している場合、さらに運営が著しく不適切であると市が判断し、市による指導助言等に従わない場合には、認定を取り消すことがある。